

町内全域で家屋全棟調査を実施しています

本町では、今年度「家屋全棟調査」を実施しています。
この調査は、町内のすべての家屋の実態を正確に把握することで、未調査や増・改築等の課税漏れがある家屋を確認し、既に固定資産税が課税されている家屋との均一性を推進し、公平で適正な評価及び課税を目指すために実施するものです。

■調査の方法 ○一次調査（事前調査）＝本業務の委託を受けた専門機関が、航空写真で確認できる現況の建物と現在の家屋課税台帳の記載内容が一致しているかどうかを一棟ずつ確認します。



○二次調査（実地調査）＝一次調査の結果、未登記家屋や増・改築及び未評価、取り壊しなどにより再調査が必要となる場合には町職員があらためて調査に伺います。

その折には、建築年度など必要事項についてお問い合わせすることがありますので、ご協力をお願いいたします。

現地調査の際は、本調査員であることがすぐにわかるように紫色の「高森町」の腕章を付け、固定資産評価補助員を証する身分証明書を携帯いたします。

■調査期間 ○一次調査……………今年度当初から既に実施しています。
○二次調査……………8月上旬ごろから随時実施いたします。

■課税時期 本調査により家屋の未評価や増・改築が判明した場合には、その分の固定資産税を平成24年度分から課税いたします。
また、家屋の取り壊しなどによる滅失届出については確認が出来次第随時受け付け、平成24年度分の課税対象から除外します。

【本調査に関する問い合わせ先】

高森町役場税務課固定資産係 TEL0967-62-1111（内線161）

町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。